

訴訟事件の発生について

1 訴訟事件名等

- (1) 事件名 自己情報不開示決定取消等請求控訴事件
- (2) 控訴人 区外在住 X氏（原告）
- (3) 被控訴人 目黒区（被控訴人代表者及び処分行政庁 目黒区教育委員会）
- (4) 裁判所 東京高等裁判所第23民事部
- (5) 控訴状到達日 令和5年6月22日

2 事案の概要及び原判決

(1) 事案の概要

法定代理人（親権者）の立場である控訴人が、処分行政庁に対して、目黒区個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、控訴人の子に係る保有個人情報の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）したところ、処分行政庁が本件開示請求に係る情報については存否を含めて開示することができない旨の決定（以下「本件非開示決定」という。）をした。

そのことについて、控訴人が被控訴人に対し本件非開示決定の取消しを求めるとともに、本件開示請求に係る保有個人情報の開示の義務付けを求めた事案である。

(2) 原判決

- ア 判決言渡 東京地方裁判所 令和5年4月21日
- イ 判決主文 (ア) 本件訴えのうち処分行政庁に対し保有個人情報を開示することの義務付けを求める部分を却下する。
(イ) 原告のその余の請求を棄却する。
(ウ) 訴訟費用は原告の負担とする。

3 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁が控訴人に対して行った自己情報非開示決定を取り消す。
- (3) 処分行政庁は目黒区内の小学校に本件児童が通学就学している事実の有無を控訴人に開示せよ。
- (4) 処分行政庁は上記(3)の事実が存在する場合、その小学校の名称、本件児童の学籍番号及び所属クラス並びに当該小学校の今後の学事予定を控訴人に開示せよ。
- (5) 訴訟費用は被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

4 区への対応

特別区人事・厚生事務組合と協議の上、対応する。